

COPYRIGHT LAW PRIMER &lt;3&gt; \*

# ハンディキャップと著作権

会員 飯田 幸郷



## ゴルフ ハンディキャップの方程式

アメリカゴルフ協会 (United States Golf Association = USGA) は、ゴルフのプレーヤーの巧拙を考慮して、プレーのスコアを平等にするため、既に1世紀以上も前から特別なハンディキャップ制度を採用している。ハンディに大きな違いがある人たちが同じコンペでプレイをするために、この制度を適用して調整するのだ。

1970年度に USGA 協会はゴルフコースの難易度によってプレイをする場合に、13のファクターを組み入れてスコアを計算するようにした。それによって、ゴルフがコースの長さを基準とする、すなわち<36ホールで何ヤードのゴルフ場>という基準でスコアの計算をしていた。

ところが、1987年に USGA 協会は「公平なストロークの調整」(equitable stroke control)と「試合の追跡地」(tournament tracking)というファクターを組み入れて、「ハンディキャップの方程式」を作成し、さらに「スロープ」(Slope)、「ハンディキャップ・インデックス」(Handicap Index)、「コース・ハンディキャップ」(Course Handicap)という3件のサービス・マークを登録した。

USGA 協会の方程式のコピーを購入したアロヨ・ソフトウェア・コーポレーション (Arroyo Software Corporation) は USGA 協会の方程式をそのまま頂戴して「アロヨ社ゴルフ・ハンディキャップ・ソフトウェア」として、コンペに利用するのに都合が良いように編集した。この顛末を知った USGA 協会は、「これは・けしからん！」と怒り心頭に発して、アロヨ社をコモン・ローによる「不正使用」と、「サービス・マークの権利侵害」、さらに「不正競争違反」としてカリフォルニアの上訴裁判所 (Appeal Court)<sup>(1)</sup> に告訴した。

1996年、裁判所は USGA 協会の主張を認めて、アロヨ社は原告の権利を侵害するものであるとの判決を下した。被告であるアロヨ社は判決を不服として直ちに

上告した。

協会側はその上訴に対して、「協会の法的意識は著作権法第301条<sup>(2)</sup>の主題に入るものだ」と主張した。ところが、その主張は最終的に覆されて、アロヨ社の「プロセス」及び「システム」は著作権の主題に抵触するものではない。つまり「USGA 協会のハンディキャップの方程式は著作物に該当しないから、誰でも自由に使用することができる」との最終判決が下された。

## ブラジルの著作権法

欧米の法制度は多くの文献や資料が身近にあって、これらから容易かつ十分に熟知することができるが、ブラジルやアルゼンチンなど、我が国とは古くからかなりなじみ深い南米諸国の法制度となると、無視されがちのようである。そこで本稿は焦点を南米のブラジル連邦共和国 (Federative Republic of Brazil) に当ててみる。

ブラジルは南米大陸の約半分、日本の約23倍にも相当する広大な国土で、人口およそ1億5,000万人、ポルトガル語を公用語としている。

同国はベルヌ条約の加盟国である。同国の著作権法は、「著作者の権利法」(Author's Right Law)と言い、文学的および芸術的作品よりもむしろ知的作品の保護に重きを置いている。

それは南北を一括する、いわゆる合衆国主導の地域的な事情に依存するようだ。米州諸国では19世紀の後半から地域的な多国間条約が形成されてきた。それには南米国際私法会議によるものと、汎アメリカン・ユニオン (Pan American Union) に起因するものがある。

ブラジルの現行著作者の権利法 No.5988/73の第6条は、知的作品とは「精神の創作」であると述べてい

\* <1> は2002年9月号、<2> は12月号に掲載

る。「精神の創作」とは、一般的に審美的ではない創作を言うのである。審美的な創作、すなわち、わが国の著作権法第10条1項4号に規定する「絵画、版画、彫刻、書、舞台美術、マンガ、劇画」などは、ブラジル法の著作権の範疇には入らない。このことは専らブラジル法が、コモンロー(Common Law)<sup>(3)</sup>に基礎を置くからである。

ブラジルはわが国と違って文学的美術的な創作作品を作成しても自動的に著作権が発生しない。アメリカと同様に政府の機関に登録の申請をする必要がある。つまり、著作権の登録の成否は審査官の裁量に依存するわけだ。

犬の挿絵のついたドッグ・フードの容器について、著作権付与の申請があった。その最初の official action では、「独創性に欠けるから登録をすることができない」と拒絶された。申請者が、「犬の画は芸術的な価値を持つものである」と反論したところ、許可されたという例もある。

最近、ソフトウェアについて著作権が与えられるようになった。しかし、これは通常の著作権法とは別個の法律によるものだという。

たとえば演歌の歌詞の著作者と、歌詞について作曲をした者とは、言うまでもなくそれぞれ別個の著作権の権利保有者になる。共同著作(Co-authorship)が成立するわけだ。これを第三者が歌詞とともに演奏するには、両者の許諾を得なければならない。また、たとえば、歌詞の方の権利使用の許可を得ても、作曲家の方の許可を得ないと、「歌を忘れたカナリア」で、公表することができない。

著作権には「著作者人格権」(Moral Right)<sup>(4)</sup>と「世襲権」(Patrimonial Right)とが共存する。世襲権とは著者が亡くなると、その方の正当な承継人以外は、その著作権を保持することができない。著作権第42条には、「著作権の存続期間は著作者の生存中と、その承継人について60年間」と規定されている。

注

(1) 上訴裁判所(Appeal Court)

アメリカ及びイギリスの下級裁判所(Lower Court)と異なり、同一の事件について最初の判決に適用された法律を見直すことの権限があり、一審の判決に対する上訴も審理する権限のある裁判所のこと。

(2) アメリカ著作権法第301条

§ 301 Preemption with respect to other laws

(a) On and after January 1, 1978, all legal or equitable rights that are equivalent to any of the exclusive rights within the general scope of copyright as specified by section 106 in works of authorship that are fixed in a tangible medium of expression and come within the subject matter of copyright as specified by sections 102 and 103, whether created before or after that date and whether published or unpublished, are governed exclusively by this title. Thereafter, no person is entitled to any such right or equivalent right in any such work under the common law or statutes of any State.

第301条 他の法律についての先占

(a) 1978年1月1日以降は有形的な表現媒体に固定され、第102条及び第103条に規定する著作権の主題を構成する原作者の作品において第106条に規定される著作権の一般的な範囲内の作品に関する権利、またこれに該当するすべての法的または衡平法<sup>(5)</sup>上の権利は、その作品を公にするとしないのに拘わらず、前記の日付の前後を問うことなく、この法律によって管理する。それ以後は、何人も各州のコモンローあるいは州法の前期の作品に関する権利、またはそれに相当する権利を有するものではない。

(3) コモンロー

コモンロー(Common Law)とはイギリスの王立裁判所(Royal Court)による判例を基にして作成された「普通法」である。イギリスは1066年にフランス地方のノルマン人によって征服された。これをNorman Conquestと呼んでいる。それから凡そ3世紀の間、ノルマン人はイギリスの統治にあたってこのコモンローを適用して、新法を創設したり、あるいはフランス法を採用することがなかった。

イギリスのヘンリー2世(Henry II, 1154~1189)の時代になると、このコモンローが独占的に用いられるようになった。同法は衡平法(Equity)<sup>(5)</sup>によって同法の欠陥を補われるものだったが、1872年にストランド(Strand)によって改正されるまで、ウストミンスター・ホール(Westminster Hall)の大法官府(Court of Chancery)では、コモンローを衡平法と別個に用いていた。

(4) 著作者人格権

著作物には、その著作者の人格、すなわち第三者が侵すことのできない品格や、思想その他が自ら備わっている。従って、これらを法的に保護するのが「著作者人格権」である。この著作者人格権としては、(1)著作者が自ら決定することのできる「公表権」、(2)著作者としての地位を主張するために、著作物の使用について著作者の氏名、題名を表示する「氏名表示権」、(3)著作物を第三者が無断で改変することを阻止する「同一保持権」の3種の権利から成っている。(著作権法§17-20)

(5) 衡平法(Equity)

イギリスにおいてコモンローとともに発達した法律で、大法官(Lord Chancellor)、つまり衡平法の裁判官とコモ

ンローの裁判所によって訴訟が行われた行政地域,すなわち管轄区で衡平法の裁判所 ( Court of Chancery ) とによって通常行われたイギリス法の一部が, この法律である。

中世以前においては, コモンローはある種概念, たとえば不動産とか信託などに関して明確に適用することができなかった。そこで, これを補う別個の法律を必要とし

た。当時の係争中の訴訟当事者たちは, 司法官たちのアドパイスに従って, 国王に対して何通もの嘆願書を提出した。15世紀に入って, これらの嘆願書の効力が現れて, コモンロー改正の動きが活発になり出し, これに並行して別個の独立した法律として衡平法が世にでて尊重されるようになった。

(原稿受領 2002.5.22)

## バックナンバーのご案内

購読月号を明記の上, 郵便振替 (00170-0-0059868 日本弁理士会), 又は切手で代金をお送り下さい。入金を確認次第, 「パテント」をお送りします。

宛先: 日本弁理士会広報課パテント担当 1冊 735円(税込) + 送料 100円 = 835円

年	月号	バックナンバー内容	
1999 (H11)	1	特集《創刊の頃のpatent》	
	3	諸外国の状況	
	5	第6回知的所有権誌上研究発表会 (研究発表の部)	
	7	特集《インターネット》	
	8	特集《ソフトウェア》 第6回知的所有権誌上研究発表会 (質疑応答の部)	
	9	特集《海外事情》	
	10	「最高裁ボリスライン事件以後最初に均等が認められた判例」「特許翻訳文の短文化処理について」	
	11	「侵害訴訟における弁理士の役割と補佐人」	
	2000 (H12)	1	特集《意匠法・商標法の改正》(1)
		3	「クローズアップされる知的財産紛争」 特集《意匠法・商標法の改正》(3)
		4	特集《実務研鑽》
6		特集《意匠法》	
7		「組成変化を伴う組成物発明の権利解釈」「国内優先権を主張した分割出願と脱法行為性」	
9		第7回知的所有権誌上研究発表会 (質疑応答の部)	
2001 (H13)	1	「ソフトウェア関連特許の装置クレームと記録媒体との関係について」「称呼類似と観念の関係」	
	2	特集《周辺法と弁理士の役割》	
	3	特集《海外事情》	
	7	特集《TL0》(1)	
	9	特集《電子商取引》	
	10	特集《中間処理》	
	12	特集《著作権》	
2002 (H14)	3	特集《特許権の効力》	
	4	特集《米国特許法入門》	
	5	第9回知的所有権誌上研究発表会 (研究発表の部)	
	6	「弁理士の鑑定を得て行なった警告等における過失の有無が争点となった判例の概観」	
	8	第9回知的所有権誌上研究発表会 (質疑応答の部)	
	9	特集《著作権》	
	10	特集《最近の動向》	
	11	特集《改正法と実務》	
12	特集《職務発明》《外国》		
2003 (H15)	1	特集《求められる弁理士》	